物 品 供 給 契 約 書（案）

発注者である独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「甲」という。）と受注者である○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、下記の目的物（以下「本件物品」という。）について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

件　　名　国立能楽堂音響機器の購入

以上

第１条（総則）

１　乙は、甲に対して、本契約に基づき、本件物品を納入し、甲は、乙にその代金を支払うものとする。

２　本契約における詳細については、別紙の仕様書に定めるものとする。

第２条（売買代金）

１　本件物品の対価（以下「売買代金」という。）は、金○○○○○○○○○○円（うち消費税額及び地方消費税額金○○○○○○円）とする。

２　乙は、第６条の引渡し後、売買代金の請求書を甲の国立能楽堂事業推進課舞台技術係に送付する。

３　甲は、乙に対し、売買代金を、前項の請求書を受領した日から３０日以内に、甲乙間で合意した銀行口座に振込送金して支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

第３条（納入期限）

乙は、本件物品を、令和９年３月３１日までに納入する。なお、納入日程及び方法等の詳細は、別途甲乙の協議によりこれを定める。

第４条（契約保証金）

甲は、乙に対し、本契約の締結につき甲の会計規程第２６条に基づく契約保証金の納付を免除する。

第５条（使用人に関する乙の責任）

乙は、乙の使用人が本契約に関連して行う業務上の行為については、すべて責任を負うものとする。

第６条（引渡し及び検査）

１　乙は、甲に対し、第３条の納入期限までに、別途甲の指定する納入場所において、本件物品及び納品書を引渡す。なお、乙は、本件物品の納入に要する費用を負担する。

２　甲は、引渡しを受けた日から１０日以内に、乙が納入した本件物品が本契約の内容に適

合しているか否かを検査し、その結果を口頭又は書面（ただし電子メールその他の電磁的記録を含む。以下、本条において同じ。）により、乙に対して通知する。

3　甲は、前項の検査のため、必要に応じて乙に対して本件物品の説明及び関係資料の提出を求めることができる。

4　乙が第２項の検査に合格しない場合は、甲は、乙に対し口頭又は書面により第９条第１項に基づく要求を行い、乙は、甲の要求に基づき適切かつ速やかな改善を図るものとする。

第７条（所有権の移転）

本件物品の所有権は、前条第２項に定める検査の完了時をもって、乙から甲に移転する。

第８条（危険負担）

1　本件物品について、第６条第２項に定める検査が完了する前に滅失、損傷、変質その他の損害（以下「滅失等」という。）が生じた場合には、当該滅失等は、甲の責に帰すべき事由によって生じた場合を除き、乙の負担とする。

2　本件物品について、当事者双方の責めに帰することのできない事由によって滅失等が生じた場合、甲は乙に対して、売買代金の支払いを拒むことができる。

第９条（契約不適合責任）

1　甲は、本件物品が、その種類、品質又は数量等に関して本契約の内容に適合せず、かつ、それが第６条第２項に定める検査でも発見できないものであった場合（以下「契約不適合」という。）、乙に対し、本件物品に係る修補、部品交換、代替品若しくは不足分の引渡し（以下、総称して「履行の追完」という。）又は代金の減額のうちから一つ又は複数の手段を選択し、請求することができるものとする。なお、甲は、乙に対して代金の減額を請求する場合には、事前に相当の期間を定めて履行の追完の催告をすることを要しない。

2　契約不適合が甲の故意又は重大な過失によるものであるときは、甲は、前項の規定による履行の追完及び代金の減額の請求をすることはできない。

3　第１項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げるものではない。

4　甲は、契約不適合を発見したときは、当該契約不適合を発見した日から１年以内にその旨を乙に対し書面により通知しなければ、当該契約不適合を理由として、前三項に定める履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。

5　本契約においては、商法第５２６条及び民法第５６２条第１項ただし書は適用しない。

第１０条（秘密保持）

乙は、本契約の締結及び履行に当たって知り得た甲の業務上の一切の情報を第三者に開示・漏洩せず、又は本契約以外の目的に利用してはならない。本契約期間終了後においても同様とする。

第１１条（契約の解除）

１　甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当する場合において、甲が１４日以上の期間を定めて当該状態の修補を乙に書面又は電磁的記録で求めたにもかかわらず、乙が当該状態を修補しないときは、乙の帰責事由の有無にかかわらず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）正当な理由なく本件物品を納入しない又は納入する見込がないと甲が認めたとき。

（２）前号のほか、乙がこの契約条項に違反したと甲が認めたとき。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、乙に次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、乙の帰責事由の有無にかかわらず、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（１）監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。

（２）会社更生、民事再生手続、破産の申立てをなし、又は申立てを受けたとき若しくは銀行取引停止処分を受けたとき。

（３）差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあったとき、若しくは租税滞納処分を受けたとき。

（４）合併に依らない解散又は営業の全部を第三者に譲渡したとき。

（５）前各号以外に財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

（６）甲に重大な危害又は損害をおよぼしたとき。

（７）甲の信用を著しく毀損したとみなされるとき。

（８）乙が、第６条２項の検査に合格せず、直ちに修補等をしなければ甲が本契約の目的を達成することが困難なことが明らかなとき。

（９）民法５４２条第１項各号又は同条第２項各号に掲げる場合。

（１０）その他上記各号のいずれかに準ずるとき。

３　甲は、前二項の解除をした場合にも、乙に対して、生じた損害の賠償を請求できるものとする。また、甲は、乙に対して、既に支払った代金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

第１２条（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

（１）自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）であること。

（２）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

（３）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（４）自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

（５）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（６）自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２　甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを保証する。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３　相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。

４　前項の規定により本契約を終了した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

第１３条（損害賠償）

乙は、本契約の定めに反して、甲に損害を与えた場合には、甲が被った損害を賠償しなければならない。

第１４条（談合等不正行為があった場合の違約金等）

１　乙又はその役職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額（本契約締結後、契約金額又は契約単価の変更があった場合には、変更後の契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の１０分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）　本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「供給者等」という。）に対して行われたときは、供給者等に対する命令で確定したものをいい、供給者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３）　納付命令又は排除措置命令により、供給者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）　本契約に関し、乙又はその役職員の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　乙は、本契約に関して、第１項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第１５条（遅延利息）

乙が、甲に対し、前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年６パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第１６条（債権譲渡の禁止）

乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。ただし、乙が、本契約によって生じる権利を、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の４に規定する金融機関に対して譲渡する場合にあっては、この限りではない。

第１７条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争・内乱・暴動、テロ行為、重大な疾病・感染症、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故その他自己の責めに帰すことのできない不可抗力により、契約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行が発生した場合、その責任を負わない。ただし、当該不可抗力により影響を受けた乙は、当該不可抗力による履行遅滞、履行不能又は不完全履行の影響が軽減されるよう合理的な最善の努力を尽くすものとする。

第１８条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

第１９条（協議事項）

１　甲及び乙は、本契約書に定めのない事項については、誠意をもって協議のうえ解決する。

２　甲及び乙は、前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときには、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録にて行うものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通ずつを保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲　東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目１８番１号
独立行政法人日本芸術文化振興会
分任契約担当役
国立能楽堂長　中尾　健一

乙